

平成 28 年度

長野県公共事業事後評価について

平成 29 年 1 月

長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1. 本年度の審議対象事業の考え方	· · · 1
2. 審議結果（意見書）のとりまとめ方	· · · 2
3. 事後評価事業に関する委員会としての意見	· · · 3
(1) 水源地域等保安林整備：砥沢（下諏訪町）	· · · 3
(2) 県営林道開設：矢筈（飯田市）	· · · 3
(3) 県営中山間総合整備：木曽中部（木曽町）	· · · 4
(4) 抽出以外の箇所	· · · 4
4. おわりに	· · · 5

平成 28 年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

～公共事業事後評価に関する意見～

1. 本年度の審議対象事業の考え方

長野県公共事業評価実施要領では、事後評価にあたって長野県公共事業評価監視委員会（以下、「本委員会」という）から意見聴取を行う箇所は、県が評価を実施した箇所とされている。本年度は、県が評価を実施した全 11 件を本委員会で取り扱った。

全 10 事業種類のうち 3 事業種類について、本委員会からの意見聴取を実施した。（表-1 参照）

本委員会の設置要綱では、審議箇所について、県から事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、本委員会が抽出するとされている。

本委員会では意見聴取箇所すべての説明を聞いたうえで、3 箇所を審議対象箇所として抽出した。（表-2 参照）

- (1) 治山・砂防 水源地域等保安林整備：砥沢（下諏訪町）
- (2) 森林整備 県営林道開設：矢筈（飯田市）
- (3) 農業基盤整備 県営中山間総合整備：木曽中部（木曽町）

表-1 事業種類別の審議実施数(平成 25 年度～平成 28 年度)

事業種類	H25 試行	H26		H27		H28	
	意見 聴取	意見 聴取	うち 抽出	意見 聴取	うち 抽出	意見 聴取	うち 抽出
地すべり対策		1		2	1	1	
ため池の補強等		1	1	1		1	
治山・砂防	1	2	1	2		3	1
森林整備						1	1
河川の護岸築堤等		1		1	1	1	
主要な道路の整備		1	1	1		1	
補完的な道路	1	1		1		1	
道路付帯施設の整備		1		2	1		
農業基盤整備	1	1		2		2	1
公園の整備							
合計	3	9	3	12	3	11	3

表-2 平成 28 年度 事後評価実施箇所及び審議対象

単位:千円

資料番号	事業名	市町村名	箇所名	事業概要	工期	最終事業費(千円)	担当課	審議対象
1	地すべり対策	長野市	(地)善福寺 ぜんぶくじ 善福寺	現場吹付法枠A=1,762m ² アンカーワークΣL=1,504m ほか	H18～H22	324,047	砂防課	
2	県営ため池等整備	伊那市	ふじづか 富士塚	ため池改修 1箇所 (取水施設、余水吐、堤体工、波除護岸工)	H19～H22	150,800	農地整備課	
3	水源地域等保安林整備	下諏訪町	とざわ 砥沢	谷止工12個、床固工10個、 山腹工0.78ha、 森林整備85.58ha ほか	H14～H22	542,397	森林づくり 推進課	○
4	水源地域等保安林整備	佐久市	ひろがわら 広川原	谷止工8個 本数調整伐 110ha	H19～H22	182,600	森林づくり 推進課	
5	山地治山	安曇野市	うしおざわ 潮沢	谷止工 11個 山腹工 1.65ha 森林整備12.4ha	H18～H22	374,106	森林づくり 推進課	
6	県営林道開設	飯田市	やはず 矢筈	林道開設L=2,251m W=4.0m	H3～H22	1,015,813	信州の木 活用課	○
7	総合流域防災	中野市	(一)篠井川 しのいがわ くさま 草間	護岸工 L=580m	H17～H22	382,600	河川課	
8	道路改築	伊那市	(国)152号 ごう たかとお 高遠バイパス	道路築造工 L=7,620m W=6.5(16.0)m	S54～H22	11,142,000	道路建設課	
9	街路	千曲市	(都)旧国道線 きゅうこくどうせん じんじゃまえ 神社前	拡幅改良工 L=241m W=6.0(18.0)m	H20～H25	1,176,353	都市・まち づくり課	
10	県営かんがい排水	松本市、 安曇野市	あずみの 安曇野	排水路工L=24,511m	H7～H22	7,525,002	農地整備課	
11	県営中山間総合整備	木曽町	きそちゅうあん 木曽中部	農業用排水路工 L=220m 農道工 L=3,215m ほ場整備 38.7ha ほか	H12～H22	2,109,000	農地整備課	○
審議箇所計								3

2. 審議結果(意見書)のとりまとめ方

意見書のとりまとめにあたっては、県案に対する審議結果と評価の判断理由に加え、審議中にあった意見を事業ごとに記載する。

3. 事後評価事業に関する委員会としての意見

(1) 水源地域等保安林整備: 砥沢(下諏訪町)

様式 6-1 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo03-6-1.pdf>

様式 6-2 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo03-6-2.pdf>

■ 県案に対する審議結果: 県の自己評価は妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 「事業効果の発現状況」の評価項目について、整備前の被害発生時と同程度の降雨にあっても洪水・土砂災害が発生していないこと。
- 林地の荒廃に対し、森林の持つ環境保全機能の回復に努め、自然環境の維持・向上に寄与していること。
- 「事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況」の評価項目について、地元中学校への森林教育・防災教育の場となっており、総合学習の場として活用されていること。

《審議上の意見》

- 現在、航空レーザー測量で森林や地形の細部状況の解析が進められている。事業を実施したことも含めて、継続して効果発現の検証が進められている。
- 事業対象となる区域の森林に対して継続して間伐などの森林整備が進められている。

(2) 県営林道開設: 矢筈(飯田市)

様式 6-1 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-1.pdf>

様式 6-2-1 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-2.pdf>

様式 6-2-2 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-3.pdf>

様式 6-2-3 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-4.pdf>

様式 6-2-4 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-5.pdf>

様式 5-2-5 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo06-6-6.pdf>

■ 県案に対する審議結果: 県の自己評価は妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 「事業効果の発現状況」の評価項目について、事業完了後、本林道を利用しての森林整備が進められており、事業の効果を達成していること。
- また、計画的に森林整備が行われたことにより、水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の発揮に寄与していること。

《審議上の意見》

- 事業着手時からの情勢変化に伴い、全体計画の見直しを行っている。崩れやすい地形を見極め計画変更した事例ではあるが、以後の計画立案等にあたっては地形・地質等をより精査しルート決定するように努めること。
- 森林により状況は異なるが、引き続き地形に適した山づくりを進めていただきたい。

(3)県営中山間総合整備:木曽中部(木曽町)

様式 6-1 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo11-6-1.pdf>

様式 6-2-1 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo11-6-2.pdf>

様式 6-2-2 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/documents/h28jigo11-6-3.pdf>

■ 県案に対する審議結果:県の自己評価は妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 「事業効果の発現状況」の評価項目について、ほ場、農道、用排水路などの整備により、営農に係る労力の削減や効率化などの農業の生産性が向上していること。
- また、活性化施設を整備することで、農産物の加工から販売までの地域雇用の場が創出され地域貢献がなされている。
- 「事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況」の評価項目について、活性化施設の加工グループの取り組みが大臣表彰を受賞するなど、全国的にも注目され、モデル的取り組みが地域農業の活性化に寄与している。

《審議上の意見》

- 非常によく、効果が発現している事業と思われる。施設を作っただけでなく、地域住民が尽力した成果でもある。過疎化が進む地域では人材の確保など難しい面はあるものの、今後の事業PRなどに積極的に活用していただきたい。

(4)抽出以外の箇所

抽出以外の8件については、第1回の本委員会において、県からの説明を聞く中で、事業効果の発現状況、事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化、施設の維持管理状況、地域住民等の評価、事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況等から各事業の県の事後評価案について妥当と判断した。

4. おわりに

本年度の事後評価は、第1回の本委員会において、県から意見を求められた11件のうち本委員会が抽出した3件について詳細な審議を行った。本委員会の意見は上記のとおりである。

事業の経過については様々であったが、県からの説明により事業効果の発現状況や地域振興への貢献を理解でき、県案について妥当と判断したところである。

実施した評価手法はおおむね適正に実施されていた。また、今後も公共事業評価におけるP D C Aサイクルを充実させた制度の確立に向け、事業箇所の特性に応じた幅広い議論をさらに重ねていくことが重要であると考える。

公共事業の一層の効率化、重点化とともに、その実施過程の透明性を向上させるため、今回の審議結果を公共事業評価や事業実施に十分活用されることを期待する。

最後に審議中にあった事後評価全体に対する意見を付す。

(1) 個別事業の評価に意識が行きがちであるが、評価のフィードバック先についても事業種以外に影響をもたらすように意識した自己評価に努めていただきたい。

(2) 事後評価説明シートの記入にあたっては、必要に応じて評価時の写真や詳細なデータを添付するなど、更に事業効果がわかりやすくなる工夫を続けていただきたい。

以上